参考資料2

3つの認定区分（1号・2号・3号）

1 「子ども・子育て支援新制度」とは

平成24年８月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連３法が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年４月から開始されました。

※新制度の開始に伴い、保育を利用する際の手続きが一部変更となりました。

2 「支給認定」と「利用できる施設や事業」

支給認定とは

保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園の利用を希望する保護者の方は、**利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。**
子どもの年齢や家族の状況に応じて、次の3つの区分に認定されます。

＜3つの認定区分＞

※「保育を必要とする事由」については、P2「3 保育認定における『保育を必要とする事由』」をご確認ください。

1号認定 満3歳以上 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での幼児期の学校教育を希望する場合

2号認定 満3歳以上 保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園での保育を希望する場合

3号認定 満3歳未満 保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合

利用できる施設や事業
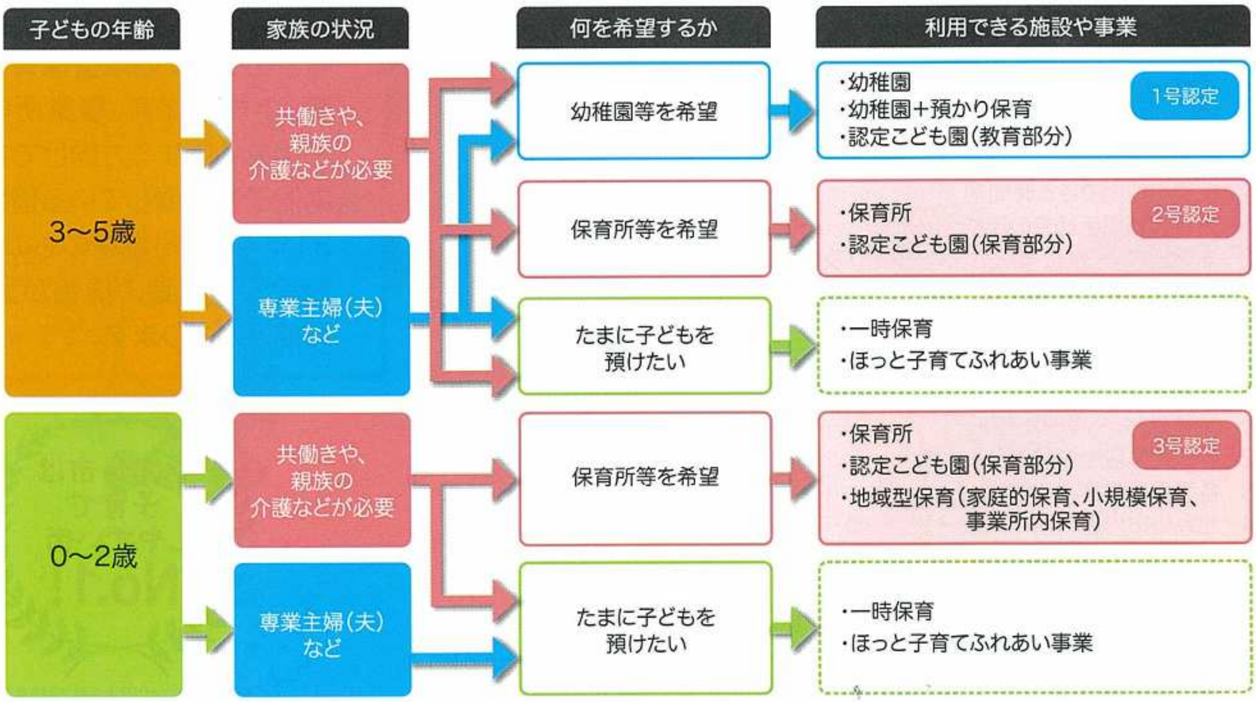
子どもの年齢や家族の状況、希望内容に応じて、保育所及び認定こども園などの施設や、家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育などの事業を利用することができます。